

令和6年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託仕様書

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、佐倉市（以下「発注者」という。）が発注する「佐倉市部活動地域指導事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(背景と目的)

- 2 スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、少子化が進む中、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があるとされている。また、これまでの部活動は教師の献身的な勤務によって支えられてきており、長時間労働の一因となっている現状がある中、国では公立学校における働き方改革の視点も踏まえ、部活動改革を進めている。

本市でもこれらの社会的情勢を踏まえて、部活動改革を進めていく必要がある。本業務は、土日・祝日の部活指導を学校外の団体に委託することで、生徒・保護者及び教師への効果・影響を調査するとともに、段階的な地域移行を進めるために実施するものである。

(契約期間)

- 3 契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(対象校及び対象部活動)

- 4 本業務における対象校及び対象部活動は以下のとおりとする。

No.	学校名	部活動名称
1	佐倉中学校	卓球部
2	志津中学校	サッカー部

3	上志津中学校	男子バスケットボール部
4	南部中学校	女子バレーボール部
5	臼井中学校	陸上競技部
6	井野中学校	サッカー部
7	佐倉東中学校	陸上競技部
8	臼井西中学校	女子バレーボール部
9	西志津中学校	女子ソフトテニス部
10	臼井南中学校	男子バレーボール部
11	根郷中学校	女子バレーボール部

(業務内容)

5 業務内容は以下のとおりとする。

(1) 地域クラブ活動運営業務

受注者は、土日祝日の地域クラブ活動の運営を担うため、以下の業務を遂行する。

① 指導スタッフの確保及び配置

指導に従事するスタッフを最低限2名確保し、実施の都度当該スタッフを配置すること。(原則2名配置すること。但し、病気や怪我などやむを得ない事情が発生した場合は、1名の配置でも可とする。) なお、事前に学校長及び顧問にヒアリングを行い、現場の要望に応じたスタッフの確保に努めること。また、指導スタッフは極力固定することが望ましいが、複数人でローテーションを組んでも差し支えない。

② 生徒、保護者及び学校等との連絡調整

受注者は練習日の生徒の出欠連絡管理を行うほか、生徒・保護者からの問い合わせに対応するものとする。また、練習中のトラブル

(怪我や事故、生徒同士のトラブルなど) について、関係者に速やかに報告するとともに、必要な措置を行うこと。

③ 指導者に対する研修業務

受注者は、指導者に対して安全管理やハラスメント防止等、必要な研修を受講させること。

(2) 持続可能な仕組みづくりの提案業務

受注者は、佐倉市の実情に応じた持続可能な仕組みづくりを提案するために、以下の項目について必要な調査や検討を行う。

- ① 地域の各団体との連携及び体制構築に関する提案及び検証
- ② 財源確保の提案及び検証
- ③ 先進的な取組みの佐倉市への導入可能性の提案及び検証

(3) 報告書作成業務

① 活動報告書の作成及び提出

活動終了後、速やかに活動報告を関係者間に共有するほか、毎月の活動報告を発注者へ提出する。

② 事業報告書の作成及び提出

受注者は、発注者が実施を予定している部活動の地域移行について、本業務を通じて得た調査研究結果をもとに、課題や対応策についてまとめ、書面及び電子媒体で発注者へ提出する。

(4) 会議及び説明会運営サポート業務

① 保護者及び生徒向けの説明会の開催

受注者は、外部指導者による指導が行われる部活動の生徒及び保護者を対象として、活動の趣旨や運営方法、保険加入の必要性等の説明会を開催すること。

② 佐倉市地域指導事業検討会の運営サポート及び資料作成

受注者は、佐倉市地域指導事業検討会の開催に必要な運営サポートを行うほか、発注者から求められた資料を作成すること。なお、令

和6年度は年3回の開催を予定している。

③ その他説明会の運営サポート及び資料作成

上記のほか、発注者の求めに応じて説明会の運営サポート及び資料作成を行うこと。

(地域クラブ活動実施要件)

6 本業務の実施にあたり、受注者は以下の点に特に留意するものとする。

(1) 活動場所

対象校施設もしくは対象部活動が土日祝日に常時利用している施設を利用することを原則とし、これに該当する施設使用料は発注者が負担する。但し、これ以外の施設等を使用する場合には、移動や施設利用に関する費用等について、受注者と保護者で協議し、理解を得た上で実施する。また、移動に関する安全配慮等についても徹底すること。

(2) 活動日の取扱い

① 活動開始日及び最低活動回数について

指導者の確保及び保護者に対する必要な説明を終えて、準備が整った部活動から休日移行を開始し、少なくとも年間42回は活動日を設けること。また、大会の引率については年間最大10回までは対応すること。

② 1回あたりの活動時間等

1回あたりの活動時間は、通常練習は3時間程度とし、大会の引率の場合には1日(8時間)程度とする。大会の引率の際には、生徒の指導のほか、状況に応じて顧問に代わり審判等大会運営をサポートすること。

③ 活動日の決定

発注者は、別紙【活動予定カレンダー】をもとに学校と協議を行い、前月10日までに翌月の活動日を決定し、速やかに発注者へ報告すること。ただし、契約締結後初めての活動月においては、この

規定は適用しない。

④ 指導実施困難が見込まれる場合の対応

活動日決定後であっても、指導者の体調不良や、活動の安全性が担保できない場合（風水害をはじめとした災害発生時、感染症の流行など）は、受注者の判断で活動を中止することができる。ただし、中止分の活動については別の日に活動を行うよう努め、最低活動回数42回は活動を行うこと。

(3) 活動参加者

休日地域クラブ活動への参加を希望する生徒とする。

(4) 学校との連携

学校施設の借用や、部活動との連絡調整については、受注者が行うものとし、施設を使用する際のルール等については、学校の要望を聞き、参加者にルール等を十分周知し、管理を行うこと。

(5) 緊急対応

活動中の事故等緊急対応のため、受注者はあらかじめ対応マニュアル、連絡体制を整備し発注者へ提出すること。また、部員及び指導者の保険加入や一次対応のための備品整備については受注者が対応すること。

(6) 保護者が負担する費用

活動に際して保護者が負担する費用については、契約時点で発注者と受注者が協議して定めることとし、追加の費用が必要な場合は、事前に発注者の許可を得ること。

(7) 問い合わせ窓口の設置

本業務の契約期間中は、発注者、保護者及び対象校から問い合わせを受け付ける窓口を設置すること。なお、保護者等から指導中のトラブルについて問い合わせ・相談があった場合には責任をもって対応すること。

(成果品)

7 本業務の成果品は、本仕様書 5 (3) で示した各報告書及び報告書作成に使用した資料一式並びに本仕様書 5 (4) で示した説明会資料とし、提出部数等は以下のとおりとする。

(1) 紙媒体 (製本版、A4 カラー) 20部

(2) 電子媒体 (CD-R 等にデータを格納したもの) 2枚

(業務の完了及び成果品に対する責任の範囲)

8 本業務の完了は、発注者による完了検査に合格したときとする。また、業務完了後に受注者の責めによる不備等が発見された場合、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を直ちに受注者の責任において行うものとする。

(成果品の帰属)

9 本業務における成果品、資料等の所有権及び著作権はすべて発注者に帰属するものとし、受注者が成果品及び資料等を公表、利用等することについては、一切これを認めない。ただし、発注者が承認した場合はこの限りでない。

(業務主任担当者)

10 受注者は、受注者と直接雇用関係にある者の中から業務主任担当者を選任し、発注者へ選任通知書により通知するものとする。なお、通知には雇用を証する保険証の写しを添付すること。

(守秘義務)

11 受注者は、本業務上知り得た行政及び個人情報に係る事項を、発注者の承諾なしに利用し、または第三者に漏らしてはならない。

(損害の賠償)

1 2 受注者は本業務の履行中に生じた諸事故等により、発注者及び第三者に損害等を与えた場合は、受注者が責任を負うこと。

(疑義)

1 3 受注者は本業務を履行するにあたり疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し信義誠実に業務の履行を図らなければならない。

別表【活動予定カレンダー】

4月（指導回数5回）

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

5月（指導回数6回）

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月（指導回数5回）

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※ 定期テスト前の部活動禁止期間中は、指導を行わないこととする。

土日（ピンク色着色）は、2日のうちいずれか1日指導を予定すること。

祝日（オレンジ色着色）にも指導を予定すること。

別表【活動予定カレンダー】

7月（指導回数5回）

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月（指導回数4回）

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	9/1

8月12日～18日は空直日及びお盆期間を考慮して原則実施しないこと。

9月（指導回数6回）

月	火	水	木	金	土	日
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

※ 定期テスト前の部活動禁止期間中は、指導を行わないこととする。

土日（ピンク色着色）は、2日のうちいずれか1日指導を予定すること。

祝日（オレンジ色着色）にも指導を予定すること。

別表【活動予定カレンダー】

10月（指導回数5回）

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

11月（指導回数5回）

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	12/1

※ 定期テスト前の部活動禁止期間中は、指導を行わないこととする。

12月（指導回数3回）

月	火	水	木	金	土	日
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

土日（ピンク色着色）は、2日のうちいずれか1日指導を予定すること。

祝日（オレンジ色着色）にも指導を予定すること。

別表【活動予定カレンダー】

1月（指導回数5回）

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月（指導回数6回）

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

※ 定期テスト前の部活動禁止期間中は、指導を行わないこととする。

3月（指導回数6回）

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

土日（ピンク色着色）は、2日のうちいずれか1日指導を予定すること。

祝日（オレンジ色着色）にも指導を予定すること。